

「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正に伴い
アスベスト工事のルールが変わりました

◆いつから？

- 大気汚染防止法(以下「法」という。)は、令和3年4月から
(一部、令和4年4月、令和5年10月から)
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)は、令和3年7月から

◆何がどう変わったの？(主なもの)

- 法の規制対象が全ての石綿含有建材に拡大
- 新たにレベル3建材の作業基準が設定(レベル1、2も作業基準が追加)
- 石綿含有仕上塗材の取り扱いがレベル3相当建材に変更
- 特定粉じん排出等作業計画の作成
- 下請負人を作業基準順守義務の対象に追加
- 隔離等をせずに吹付石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
- 発注者への作業結果の報告義務
- 自治体への事前調査結果の報告義務(令和4年4月から開始)
- 有資格者による事前調査義務(令和5年10月から開始)
- ビニル床タイル等も含めた届出対象建材の拡大(届出規模要件の設定)
- 法で追加されたレベル3建材の作業基準+条例の作業基準の設定
- 石綿濃度測定結果の発注者への報告義務

法律

条例

【規制(作業基準・届出等)対象拡大の概要】

改正前				⇒	改正後			
特定建築材料※1 の種類		作業基準	届出		特定建築材料※1 の種類		作業基準	届出
レベル1	吹付け石綿	法・条例	法	⇒	レベル1	吹付け石綿	法・条例	法
	<u>石綿含有仕上塗材</u> (吹付け施工)							
レベル2	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材					⇒		
レベル3	石綿含有成形板	条例		⇒	<u>(レベル3相当)</u>	<u>石綿含有仕上塗材</u> ※2	法・条例	<u>条例</u>
						<u>石綿含有成形板</u>		
	<u>ビニル床タイル等</u> (樹脂被覆・固化建材等)	<u>規制対象外</u>			<u>レベル3</u>	<u>その他、石綿を含有する建築材料</u>		

※1 建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの

※2 石綿含有吹付パーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト(ひる石)、はこれまでと同様「吹付け石綿(レベル1)」として扱う

詳細は次ページ以降を

大 気 汚 染 防 止 法 の 改 正 内 容

○ 規制対象が全ての石綿含有建材に拡大し、レベル3建材への規制開始（令和3年4月から）

【レベル3建材の例】



波型スレート



天井板



ビニル床タイル



ビニル床シート

建材の区別	取り扱い	改正前	改正後
レベル3	作業基準	なし	あり
石綿含有成形板等	特定粉じん排出等作業実施届出書	提出不要	提出不要

条例では、規模要件に応じて届出が必要になります。詳しくは条例改正ページをご覧ください。

【新たに設定されたレベル3建材の作業基準】

（1）石綿含有成形板、その他石綿を含有する建築材料を除去する作業

- ・ 切断や破砕等をせずに原形ばらしで取り外してください。
- ・ 原形ばらしが難しいときは、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- ・ ケイ酸カルシウム板第1種を原形ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺（天井部分を含む）の養生も必要です。
- ・ 除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行ってください。周辺養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行って下さい。

さらに、条例の作業基準もかかります。詳しくは条例改正ページをご覧ください。

（2）石綿含有仕上塗材を除去する作業（レベル3建材相当）

- ・ 対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- ・ 電気グラインダー等の電動工具で除去するときは、湿潤化に加えて周辺（天井部分も含む）の養生も必要です。
- ・ 除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行ってください。周辺養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行って下さい。
- ・ 同等以上の効果を有する措置である、集じん装置の扱いについては、環境省のマニュアル等をご参照ください。

○ 石綿含有仕上塗材の取扱い（令和3年4月から開始）

- ・ 石綿含有仕上塗材※はレベル3相当建材として取り扱うこととなりました。
- ・ 吹付工法（従来レベル1扱い）であっても、法に基づく届出は不要です。

取り扱い	改正前	改正後
建材の区分	レベル1	レベル3相当
特定粉じん排出等作業実施届出書	提出必要	提出不要

※吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは従来どおりレベル1建材に該当します。

条例では、規模要件に応じて届出が必要になります。詳しくは条例改正ページをご覧ください。

○ 特定粉じん排出等作業計画の作成

- ・ 届出の有無にかかわらず、特定粉じん排出作業の開始前に当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行わなければならなくなりました。

○元請業者と下請負人の責務（令和3年4月から開始）

- 元請業者だけではなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務が設けられました。
- レベル1、2建材に係る届出対象特定工事について、除去等の措置をそれぞれ定める方法により行わなかった元請業者と下請負人に直接罰則が適用される規定が設けられました。

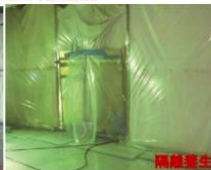
●直接罰が適用になるのは、以下の方法により行わなかった場合



そのまま取り外す方法



隔離＋集じん・排気装置を使用する方法



（例）グローブバッグ工法
隔離＋集じん・排気装置を使用する方法に準じる方法



封じ込め又は囲い込み



画像出典：国交省HP

○発注者への作業結果の報告（令和3年4月から開始）

- 元請業者は、アスベスト工事が適切に行われているかを確認し、その結果を書面で発注者へ報告するとともに、当該書面の写し及び作業の記録を保存する義務が設けられました。
- 作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせる義務が設けられました。（知識を有する者：事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者）

○自治体への事前調査結果の報告（令和4年4月から開始）

- 元請業者は、建材にアスベストが含まれているか調査した結果を、工事前に自治体へ報告する義務が設けられました。

◆ 報告の対象



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
（材料費・消費税を含む。）

※環境大臣が定めるものに限る

※事前調査結果の報告対象工作物（令和2年環境省告示第77号）

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器・配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）、焼却設備
煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

○有資格者による事前調査（令和5年10月から開始）

「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者しか事前調査を行うことができなくなりました。

【事前調査を行う者（一定の知見を有する者）】

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正内容

(令和3年7月施行)

○ 届出対象建材の拡大

改正前	改正後
石綿を含有する板状に成形された建築材料 (樹脂等により被覆され、又は固形化されているものを除く。)	吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材を除く すべての特定建築材料

○ 届出要件

改正前	改正後
石綿を含有する板状に成形された建築材料 (樹脂等により被覆され、又は固形化されているものを除く。)の使用面積が1000㎡以上の工事	・石綿含有仕上塗材の使用面積が1000㎡以上の工事 ・石綿含有成形板等の使用面積の合計が1000㎡以上の工事

石綿含有成形板等とは吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材、石綿含有仕上塗材を除くすべての特定建築材料とし、石綿含有下地調整塗材や今まで対象外であった樹脂等で被覆、固形化された建材(ビニル床シート等)も含まれます。

〔届出例〕

No	特定建築材料①	除去面積 (㎡)	特定建築材料②	除去面積 (㎡)	合計		届出
					区分	面積(㎡)	
1	外壁の仕上塗材	1,000	—	—	仕上塗材	1000	必要
2	スレート板	500	ビニル床シート	500	成形板等	1000	必要
3	スレート板	500	外壁の下地調整塗材	500	成形板等	1000	必要
4	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	外壁の下地調整塗材	500	成形板等	500	
5	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	スレート板	500	成形板等	500	
6 ※	外壁の仕上塗材 (下地を同時に除去)	500	外壁の下地調整塗材 (塗材を同時に除去)	1,000	仕上塗材	500	不要
					成形板等	500	
7 ※	外壁の仕上塗材 (下地と別々に除去)	500	外壁の下地調整塗材 (塗材と別々に除去)	1,000	仕上塗材	500	必要
					成形板等	1,000	

※双方が重ね塗りされている場合で、高圧水洗工法等で同時に取る場合は一つの建材(仕上塗材)として取り扱う。
別々に除去する場合は、2つの建材(仕上塗材、成形板等)として取り扱い、規模に応じてそれぞれ届出が必要

○ 作業基準(条例)

建材	改正前	改正後
石綿含有成形板等	・石綿飛散防止幕の設置 ・原則手作業による原形撤去 ・散水設備の設置 ・除去後の建材の切断事における集じん機を備えた切断機の使用 ・除去建材の破碎の禁止 ・排水の処理	大気汚染防止法に係る作業基準に加え ・石綿飛散防止幕の設置 ・除去後の建材の切断事における集じん機を備えた切断機の使用 ・除去建材の破碎の禁止 ・排水の処理
石綿含有仕上塗材	—	大気汚染防止法に係る作業基準に加え ・石綿飛散防止幕の設置 ・排水の処理

○ 石綿濃度測定結果の発注者への報告について

元請業者に対して、石綿濃度測定結果の記録を発注者へ交付する義務を設けます。

詳細については、大阪府事業所指導課または作業場所を所管する自治体へお問い合わせください。

《石綿関連情報リンク》

- ・届出の相談・提出先等(大阪府) <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/soudannsaki.html>
- ・石綿対策に関する情報(大阪府) <http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/>



大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

■電話: 06 (6210) 9581 ■E-mail: jigyoshoshido-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp